

今後の審議の進め方について（案）

「原子力損害賠償制度の見直しの方向性・論点の整理（案）」（以下「論点整理」という。）でさらに議論が必要な論点等を整理したところであるが、今後の専門部会で集中的に審議を行って頂く上での留意点を整理。

1. 原子力損害賠償に係る制度の在り方

【論点整理での主な検討事項】

①責任の範囲

i) 有限責任

- ・ 原子力事業者の責任制限
- ・ 責任限度額と損害賠償措置等との関係
- ・ 原子力事業者の責任限度額を超える損害が生じた場合の対応 等

ii) 無限責任

- ・ 原子力事業者の無限責任（国の民法 715 条に類する責任、原賠法第 16 条、第 17 条改正の意見を含む）
- ・ 損害賠償措置
- ・ 原賠法第 16 条に基づく国の措置 等

②原賠・廃炉機構

③原子力事業者の法的整理

④免責規定及び原賠法第 17 条に基づく国の措置

（審議に当たっての留意点）

論点整理の I < 1 > 原子力損害賠償制度の基本的枠組みにおいて、①被害者保護の在り方、②国民負担の在り方、③事業環境変化の下での原子力事業者の予見可能性という 3つの考え方について、これまでの議論を整理した。

現行の原賠制度は、原子力損害による被害者に対して迅速かつ適切な賠償を前提とし、国民負担の最小化を図ることを基本とした制度である。他方、現行制度について、電力システム改革等により、原子力事業者の予見可能性の確保が課題となっている。このように、上記の考え方は原賠制度の在り方に係る検討と特に密接に関係するものであることから、責任の範囲等の見直しの検討に当たっては、上記の考え方をもとに、迅速かつ適切な賠償を前提とした上で、国民負担と原子力事業者の予見可能性のそれぞれについてどの程度重視することが適当かという観点から、新たな原賠制度の枠組みの検討を進める。具体的には、これまで委員から提案のあった原賠制度の枠組みを議論の出発点として、上記の考え方から見た際の利害得失、課題等を整理し、議論する。

なお、原子力事業者の責任の範囲等に係る論点と密接に関連する論点である原子力事業者の法的整理や、免責規定及び原賠法第 17 条に基づく国の措置について、あわせて議論する。

2. 被害者救済手続の在り方

【論点整理での主な検討事項】

- ①和解の仲介（時効中断、和解の仲介の尊重）
- ②他の紛争解決手続
- ③消滅時効等

（審議に当たっての留意点）

被害者救済手続については、被害者の迅速かつ適切な救済の観点から、現行の原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続等の制度を基本として、被害者の負担軽減等を図るために必要な措置について検討を行う。

3. 原賠法の目的・原賠法における国の責務等

【論点整理での主な検討事項】

- ①原賠法の目的規定
- ②官民の役割分担（国の責務等） 等

（審議に当たっての留意点）

制度設計の見直しに係る審議の結果を踏まえ、検討する。